⑶　平成28・29・30年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　内閣府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑻　二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入に関し、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たすこと。
⑼　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１　内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室　岩瀬・藤城　電話03―5253―2111　内線38485・38484
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の場所にて交付する。
⑶　証明書の受領期限　平成30年２月15日午前11時
⑷　入札書の受領期限　平成30年２月23日午前11時
⑸　開札の日時及び場所　平成30年２月23日午前11時　内閣府庁舎１階第１入札室（郵送による場合は平成30年２月22日午後５時までに必着のこと）
4　その他
⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者で、「紙」により入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書に示す書類を添付し、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、「政府電子調達（ＧＥＰＳ）システム」により入札に参加を希望する者は、入札書データを受領期限までに同システムにより提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshihiro Higuchi, Director of Child Allowance Administration Office, Children And Child-Rearing Administration, Cabinet Office
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the Services to be required : Electricity used in NATIONAL CHILDREN'S CASTLE contract 500kW. The estimated electricity 787,630kWh
⑷　Fulfillment period : as in the tender documentation
⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have Grade A, B or C on "sale of products" in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of the qualification for participating in tenders competitive bidding by the Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal years 2016, 2017, 2018.
④　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑥　have permission to be a general electric enterprise in accordance with article 3, section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with article 16―2, section 1 of the same law
⑦　fulfill the requirement Mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2
⑧　are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract
⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 23 February, 2018
⑻　Contact point for the notice : Shiho Fujiki, Toyoaki Iwase, First Finance Section, Child Allowance Administration Office, Children And Child-Rearing Administration, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan TEL 03―5253―2111 ext. 38484, 38485

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年12月26日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　田野尻　猛

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第229号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入等件名及び数量　登記情報システムの保守用機器等の賃貸借　一式
⑶　調達件名の特質等　借入物品の性能等に関し、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する特質等を有すること。
⑷　借入期間　仕様書による。
⑸　借入場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所
⑹　入札方法　上記⑵の物品について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」、又は「役務の提供等」においてＡ又はＢの等級に格付された者であること。
上記資格の申請の時期及び場所は、全省庁統一資格審査申請の方法による。
⑷　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　この公告の示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。